

厚木市応急手当の普及啓発活動実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚木市救急業務に関する規程（平成7年厚木市消防本部告示第3号）第28条に基づき普及講習の実施方法、応急手当指導員等の認定要件等必要な事項を定め、もって市民に対し応急手当に関する正しい知識と技術の普及を図ることを目的とする。

(普及啓発活動の推進)

第2条 消防長は、応急手当の普及啓発に関する計画を作成するとともに、応急手当指導員等の養成及び普及啓発用資機材の整備を図り、市民に対する応急手当の普及啓発活動の計画的な推進に努めるものとする。

2 消防長は、市民に対する応急手当の普及講習の開催、指導員の派遣等を行うとともに、デパート、旅館、ホテル、駅舎等多数の市民の出入りする事業所（以下「事業所等」という。）又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の要請に応じて、主として当該事業所等の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成に努めるものとする。

(応急手当の普及項目)

第3条 市民に対する応急手当の普及項目は、応急手当の必要性（心停止の予防等の必要性を含む。）のほか、心肺蘇生法（傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止又はこれに近い状態に陥ったとき、呼吸及び循環を補助し傷病者を救命するために行われる応急手当をいう。以下同じ。）及び大出血時の止血法を中心として行う。

(市民に対する普及講習の種類)

第4条 市民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表第1、別表第1の2、別表第1の3及び別表第2のとおりとする。

講習の種別	主な普及項目
普通救命講習Ⅰ・Ⅱ	心肺蘇生法（主に成人を対象）及び大出血時の止血法 受講対象者によっては小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。
普通救命講習Ⅲ	心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法
上級救命講習	心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当及び搬送法

2 住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧

迫及びAEDの取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については別表第3のとおりとする。

(修了証の交付)

第5条 消防長は、応急手当指導員が指導する普通救命講習又は上級救命講習を修了した者に対し、普通救命講習修了証（別記様式第1号、別記様式第1号の2又は別記様式第1号の3）又は上級救命講習修了証（別記様式第3号）を交付するものとする。

2 消防長は、応急手当普及員から申請があった場合は、当該応急手当普及員が指導する普通救命講習を修了した者に対し、普通救命講習修了証（別記様式第2号、別記様式第2号の2又は別記様式第2号の3）を交付することができるものとする。

3 消防長は、前2項の規定により普通救命講習修了証又は上級救命講習修了証を交付したときは、交付を受けた者の氏名、交付年月日等を記録しておかなければならない。消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

4 消防長は、応急手当指導員や応急手当普及員（申請があった場合）が指導する救命入門コースを参加した者に対し、別記様式第4号に定める参加証を交付することができるものとする。

(応急手当指導員の認定等)

第6条 消防機関の行う普通救命講習又は上級救命講習の指導（市民の要請に応じて消防機関が指導者を派遣し、普及指導する場合を含む。）については、応急手当指導員がこれに当たるものとする。

2 消防長は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者を応急手当指導員として認定する。

(1) 次のア又はイに該当する者で別表第4に定める応急手当指導員講習Ⅰを修了したもの。ただし、アに該当する者で、応急手当指導員の資格認定を行う時点において、過去1年間に30時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認めるものについては、応急手当指導員講習Ⅰを免除することができる。

ア 救急救命士又は救急隊員の資格を有する者

イ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

(2) 前号以外の消防職員（応急手当の普及業務に関し、消防職員と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める消防団員を含む。）又は消防職員であった者で別表第5に定める応急手当指導員講習Ⅱを修了したもの

(3) 応急手当普及員の資格を有する者で別表第6に定める応急手当指導員講習Ⅲを修了したもの

(4) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると
消防長が認める者

(応急手当指導員の養成)

第7条 消防長は、指導員を養成するため応急手当指導員講習会を実施するものとする。

2 消防長は、前項の規定による応急手当指導員養成講習の修了者が消防職員以外の者であるときは、当該修了者が所属する事業所等に当該講習を修了した旨を通知するものとする。

(応急手当指導員養成講習の講師)

第8条 消防長は、応急手当指導員養成講習の講師には、医師、看護師、救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で応急手当の指導に関して高度な技能と十分な経験を有するものを充てるよう努めるものとする。

(応急手当指導員の認定証の交付)

第9条 消防長は、応急手当指導員を認定したときは、応急手当指導員名簿（別記様式第5号）に登録し、応急手当指導員認定証（別記様式第6号）を交付するものとする。消防長が必要と認めて再交付をした場合においても、同様とする。

(応急手当指導員の資格の有効期限)

第10条 応急手当指導員（第6条第2項第4号に掲げる者を除く。）の認定は、資格認定日（資格認定時に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日）から3年で失効するものとする。ただし、失効前に別表第7に定める応急手当指導員再講習を受講した者の認定は、更に3年間有効とし、それ以降も同様とする。

(応急手当普及員の認定等)

第11条 応急手当普及員は、主として事業所等又は防災組織等において当該事業所等の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に従事するものとする。

2 消防長は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認める者を応急手当普及員として認定する。

(1) 別表第8に定める応急手当普及員講習Ⅰを修了した者

(2) 次のアからウのいずれかに該当する者で別表第9に定める応急手当普及員講習Ⅱを修了したもの。ただし、ア又はイに該当する者で、過去2年以内に消防機関に在職し、普及啓発の業務に従事していたと消防長が認めるものについては応急手当普及員講習Ⅱを免除することができる。

ア 救急救命士の資格を有する者

イ 消防機関在職中に応急手当指導員の資格を有していた者

ウ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

(3) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると
消防長が認める者

(応急手当普及員の養成)

第12条 第7条及び第8条の規定は、応急手当普及員について準用する。

(応急手当普及員の認定証の交付)

第13条 消防長は、応急手当普及員を認定したときは、応急手当普及員名簿（別記様式第7号）に登録し、認定証（別記様式第8号）を交付するものとする。消防長が必要と認めて再交付をした場合も、同様とする。

(応急手当普及員の資格の有効期限)

第14条 応急手当普及員（第11条第2項第3号に掲げる者を除く。）の認定は、資格認定日から3年で失効するものとする。ただし、失効前に別表第10に定める応急手当普及員再講習を受講した者の認定は、更に3年間有効とし、それ以降も同様とする。

(認定の取消し)

第15条 消防長は、応急手当指導員及び応急手当普及員（以下「応急手当指導員等」という。）が応急手当指導員等としてふさわしくない行為を行ったときは、認定を取り消すことができる。

(応急手当指導員等の責務)

第16条 応急手当指導員等は、市民に対する普及講習が計画的かつ効果的に行えるよう、応急手当に関する知識、技術及び指導方法等について常に研さんに努めるものとする。

2 消防長は、応急手当指導員等に対し、応急手当の知識、技術の維持及び救急医療の進歩にあわせた応急手当の普及指導に十分に対応できるよう、適宜再教育を行うよう配慮するものとする。

3 消防長は、事業所等又は防災組織等が応急手当の講習を行う場合に、応急手当普及員に対し講習内容、講習方法等について必要な助言を与え、当該講習が適正に行われるよう指導するものとする。

(普及啓発用資機材の整備)

第17条 消防長は、応急手当の普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、訓練用自動体外式除細動器、指導用ビデオ等普及啓発用資機材の計画的な整備に努めるものとする。

(感染防止上の配慮)

第18条 指導者等は、市民に対する応急手当の普及講習の実施に当たっては、応急手当を行う場合に係る感染防止上の留意事項についても指導を行ない、心肺蘇生法の実技実習を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、滅菌等の措置を行うものとする。

(関係機関との連携)

第19条 消防長は、市民に対する応急手当の普及啓発活動を効果的に行えるよう、応急手当の普及業務を実施している他の関係機関との連携協力を努めるものとする。

(補足)

第20条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、厚木市応急手当の普及啓発活動実施基準に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）普通救命講習I

1 到達目標	<p>1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。</p> <p>3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習は、実習を主体とする。</p> <p>2 1クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。</p> <p>3 訓練用資機材一式に対して受講者は5人以内とすることが望ましい。</p> <p>4 指導者1人に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。</p>

項目	細目		時間（分）	
応急手当の重要性	応急手当の目的、必要性（心停止の予防等を含む）等		15	
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用方法		AEDの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
		AEDの実技要領		
異物除去法		異物除去要領		
効果確認		心肺蘇生法の効果確認		
止血法		直接圧迫止血法		
合計時間			180	

備考	2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。
----	-------------------------

別表第1の2（第4条関係）普通救命講習Ⅱ

1 到達目標	<p>1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。</p> <p>3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習は、実習を主体とする。</p> <p>2 1クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。</p> <p>3 訓練用資機材一式に対して受講者は5人以内とすることが望ましい。</p> <p>4 指導者1人に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。</p>

項目	細目		時間（分）	
応急手当の重要性	応急手当の目的、必要性（心停止の予防等を含む）等		15	
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用法	AEDの使用法（ビデオ等）		
		指導者による使用法の呈示		
		AEDの実技要領		
	異物除去法	異物除去要領		
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法	直接圧迫止血法	60		
心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）	知識の確認			
心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）	シナリオを使用した実技の評価			
合計時間			240	

備考	1 普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対
----	--

	<p>し応急の対応をすることが期待、想定される者を対象とすること。</p> <p>2 普通救命講習Ⅱで行う筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。</p> <p>3 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p>
--	---

別表第1の3（第4条関係）普通救命講習Ⅲ

1 到達目標	<p>1 心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。</p> <p>3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習は、実習を主体とする。</p> <p>2 1クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。</p> <p>3 訓練用資機材一式に対して受講者は5人以内とすることが望ましい。</p> <p>4 指導者1人に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。</p>

項目	細目		時間（分）	
応急手当の重要性	応急手当の目的、必要性（心停止の予防等を含む）等		15	
救命に必要な応急手当（主に小児、乳児、新生児に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用方法	AEDの使用方法	AEDの使用法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			AEDの実技要領	
	異物除去法	異物除去要領		
効果確認	心肺蘇生法の効果確認			
止血法	直接圧迫止血法			
合計時間			180	

備考	1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。
----	---------------------------

別表第2（第4条関係）上級救命講習

1 到達目標	<p>1 心肺蘇生法を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。</p> <p>3 異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。</p> <p>4 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習は、実習を主体とする。</p> <p>2 1クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。</p> <p>3 訓練用資機材一式に対して受講者は5人以内とすることが望ましい。</p> <p>4 指導者1人に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。</p>

項目	細目		時間（分）	
応急手当の重要性	応急手当の目的、必要性（心停止の予防等を含む）等		15	
救命に必要な応急手当（成人、小児、乳児及び新生児に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	285
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用方法（成人に対する方法）	AEDの使用方法（成人に対する方法）	AEDの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			AEDの実技要領	
	異物除去法	異物除去要領		
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法	直接圧迫止血法	60		
心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）	知識の確認			
心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）	シナリオを使用した実技の評価			
その他の応急手	傷病者管理法	衣類の緊縛解除	120	

当		保温法
		体位管理
	外傷の手当要領	包帯法
		副子固定法
		熱傷の手当
	搬送法	搬送の方法
		担架搬送法
応急担架作成法		
合計時間		480

備考	<p>1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定される者も対象とし、この場合、2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p> <p>2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。</p>
----	--

別表第3（第4条関係）救命入門コース

1 到達目標	<p>1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習は、実習を主体とする。</p> <p>2 訓練用資機材一式に対して受講者は5人以内とすることが望ましい。</p> <p>3 指導者1人に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。</p>

項目	細目		時間（分）
応急手当の重要性	応急手当の目的、必要性（心停止の予防等を含む）等		90
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技及び呈示）	反応の確認、通報
			胸骨圧迫要領
			気道確保要領（呈示又は体験）
			口対口人工呼吸要領（呈示又は体験）

			シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで	
		AEDの使 用法	AEDの使用方法（口頭又はビデオ等）	
			AEDの実技要領	

備考	普及時間を分割した講習を可能とする。
----	--------------------

別表第4（第6条関係）応急手当指導員講習Ⅰ

項目		時間（分）	
指導要領	指導技法	60	435
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）及び心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む。〕	240	
	その他の応急手当の指導要領	90	
	各種手当の組み合わせ及び応用の指導要領	45	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		45	
合計時間		480	

（注）1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む。）を意味する。

2 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法を意味する。

別表第5（第6条関係）応急手当指導員講習Ⅱ

項目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	60	480
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学、資機材の取扱要領及び指導技法	240	840
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）及び心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む。〕	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ及び応用の指導要領	120	
効果測定及び指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1,440	

（注）1 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。

2 「基礎医学」とは、解剖・生理学及び感染防止を意味する。

- 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む。）を意味する。
- 4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法を意味する。

別表第6（第6条関係）応急手当指導員講習Ⅲ

項目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	60	180
	救命に必要な応急手当の基礎実技	60	
	その他の応急手当の基礎実技	60	
指導要領	基礎医学、資機材の取扱要領及び指導技法	60	660
	救命に必要な応急手当の指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）及び心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む。）	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ及び応用の指導要領	120	
効果測定及び指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		960	

- (注) 1 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- 2 「基礎医学」とは、解剖・生理学及び感染防止を意味する。
- 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む。）を意味する。
- 4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法を意味する。

別表第7（第10条関係）応急手当指導員再講習

項目	時間（分）
救命に必要な応急手当の指導要領	120
その他の応急手当の指導要領	120
合計時間	240

備考	<p>1 本講習は、応急手当指導技能の維持及び向上を図るものである。</p> <p>2 本講習においては、指導実技を実施させ、手順及び要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。</p>
----	---

(注) 1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む。）を意味する。

2 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法を意味する。

別表第8（第11条関係）応急手当普及員講習Ⅰ

項目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	120	540
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学、資機材の取扱い要領及び指導技法	300	780
	救命に必要な応急手当の指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）及び 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験） を含む。）	360	
	各種手当の組み合わせ及び応用の指導要領	120	
効果測定及び指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1,440	

(注) 1 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。

2 「基礎医学」とは、解剖・生理学及び感染防止を意味する。

3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む。）を意味する。

4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法を意味する。

別表第9（第11条関係）応急手当普及員講習Ⅱ

項目		時間 (分)
指導要領	指導技法	60
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）及び心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む。〕	180
合計時間		240

(注) 1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む）を意味する。

2 指導要領には、感染防止及び効果測定を含むものである。

別表第10（第11条関係）応急手当普及員再講習

項目		時間 (分)
救命に必要な応急手当の指導要領		180
合計時間		180

備考	<p>1 本講習は、応急手当指導技能の維持及び向上を図るものである。</p> <p>2 本講習においては、指導実技を実施させ、手順及び要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。</p>
----	---

(注) 1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む。）を意味する。

別記様式第1号（第5条関係）普通救命講習I修了証の様式

（表面）

普通救命講習修了証				第	号
氏 名 ○ ○ ○ ○					
上記の者は、普通救命講習Iを修了し、救命技能を有することを認定します。					
年 月 日					
○ ○ 消防本部 消 防 長 ○ ○ ○ ○ 印					

（裏面）

					
普通救命講習修了証					
○ ○ 消防本部					
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）					
. . . 受講	印	. . . 受講	印		

（注）認定証の大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

別記様式第1号の2（第5条関係）普通救命講習Ⅱ修了証の様式

（表面）

<p>普通救命講習修了証 第 号</p> <p>氏 名 ○ ○ ○ ○</p> <p>上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を有することを認定します。</p> <p>年 月 日</p> <p>○ ○ 消防本部 消 防 長 ○ ○ ○ ○ 印</p>
--

（裏面）

 <p>普通救命講習修了証</p> <p>○ ○ 消防本部</p> <p>再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 50%; text-align: center;">. . . 受講 印</td><td style="width: 50%; text-align: center;">. . . 受講 印</td></tr></table>	. . . 受講 印	. . . 受講 印
. . . 受講 印	. . . 受講 印	

（注）認定証の大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

別記様式第1号の3（第5条関係）普通救命講習Ⅲ修了証の様式

（表面）

普通救命講習修了証		第	号
氏 名 ○ ○ ○ ○			
上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを認定します。			
年 月 日			
		○ ○ 消防本部	
		消 防 長 ○ ○ ○ ○ 印	

（裏面）

			
普通救命講習修了証			
○ ○ 消防本部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間 隔で定期的に講習を受けてください。）			
. . . 受講	印	. . . 受講	印

（注）認定証の大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

別記様式第2号（第5条関係）応急手当普及員の発行する普通救命講習I修了証の様式

（表面）

普通救命講習修了証 第 号			
氏 名 ○ ○ ○ ○			
上記の者は、普通救命講習Iを修了し、救命技能を有することを認定します。			
年 月 日			
		○ ○ 消防本部	
		消 防 長 ○ ○ ○ ○ 印	
		講習指導担当者	
		応急手当普及員 ○ ○ ○ ○ 印	

（裏面）

			
普通救命講習修了証			
○ ○ 消防本部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）			
. . . 受講	印	. . . 受講	印

（注）認定証の大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

別記様式第2号の2（第5条関係）応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅱ修了証の様式

（表面）

普通救命講習修了証 第 号			
氏 名 ○ ○ ○ ○			
上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を有することを認定します。			
年 月 日			
		○ ○ 消防本部	
		消 防 長 ○ ○ ○ ○ 印	
		講習指導担当者	
		応急手当普及員 ○ ○ ○ ○ 印	

（裏面）

			
普通救命講習修了証			
○ ○ 消防本部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）			
. . . 受講	印	. . . 受講	印

（注）認定証の大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

別記様式第2号の3（第5条関係）応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅲ修了証の様式
（表面）

普通救命講習修了証		第	号
氏 名 ○ ○ ○ ○			
上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを認定します。			
年 月 日			
		○ ○ 消防本部	
		消 防 長 ○ ○ ○ ○ 印	
		講習指導担当者	
		応急手当普及員 ○ ○ ○ ○ 印	

（裏面）

			
普通救命講習修了証			
○ ○ 消防本部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）			
. . . 受講	印	. . . 受講	印

（注）認定証の大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

別記様式第3号（第5条関係）上級救命講習修了証の様式

（表面）

上 級 救 命 講 習 修 了 証				第	号				
氏 名				○	○	○	○		
上記の者は、上級救命講習を修了し、救命技能を有することを認定します。									
年 月 日									
				○	○	消 防 本 部			
				消 防 長	○	○	○	○	印

（裏面）

									
上 級 救 命 講 習 修 了 証									
○				○				消 防 本 部	
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）									
. . .		受 講	印	. . .		受 講	印		

（注）認定証の大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする

別記様式第4号（第5条関係）救命入門コース参加証の様式

（表面）

<p style="text-align: center;">救命入門コース参加証</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ○ ○ ○ ○</p> <p style="text-align: center;">上記の者は、救命入門コースに参加したことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>※ 次は、普通救命講習にチャレンジしましょう！</p> <p style="text-align: right;">○ ○ 消防本部</p>

（裏面）

<p style="text-align: center;">救命入門コース参加証</p>
--

別記様式第5号（第9条関係）応急手当指導員名簿

番号	氏名	職（団）員・非 職（団）員の別	職（団）員の場合は、階級等 職（団）員以外の場合は住所	認定番号	認定証交 付年月日	資格基準 講習種別	指導員講 習受講日	再交付 年月日	再講習 年月日	備考

- (注) 1 この名簿は、応急手当指導員を認定する都度記載すること。
 2 「資格基準講習種別」欄は、第6条第2項各号のうち該当する号番号を記載すること。
 3 「備考」欄は、救急研修等救急の資格に関するものを記載すること。

別記様式第6号（第9条関係）応急手当指導員認定証の様式
（消防職（団）員用）
（表面）

応急手当指導員認定証		第	号						
氏名		○	○	○	○				
上記の者を応急手当指導員として認定します。									
年		月	日						
		○	○	消防本部					
		消	防	長	○	○	○	○	印

（裏面）

			
		応急手当指導員認定証	
○	○	消防本部	

（注）認定証の大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする

別記様式第6号（第9条関係） 応急手当指導員認定証の様式
（消防職（団）員以外の者用） （表面）

応 急 手 当 指 導 員 認 定 証		第	号
氏 名 ○ ○ ○ ○			
上記の者を応急手当指導員として認定します。			
年 月 日			
		○ ○ 消防本部	
		消 防 長 ○ ○ ○ ○ 印	
本証は、発行から3年間有効です。			
ただし、再講習を受講した場合は、受講日から3年間有効です。			

			
応 急 手 当 指 導 員 認 定 証			
○ ○ 消 防 本 部			
再 講 習 受 講 の 記 録			
. . . 受講	印	. . . 受講	印

(注) 認定証の大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする

別記様式第7号（第13条関係）応急手当普及員名簿

番号	氏名	職（団）員・非 職（団）員の別	職（団）員の場合は、階級等 職（団）員以外の場合は住所	認定番号	認定証交 付年月日	資格基準 講習種別	普及員講 習受講日	再交付 年月日	再講習 年月日	備考

- (注) 1 この名簿は、応急手当普及員を認定する都度記載すること。
 2 「資格基準講習種別」欄は、第11条第2項各号のうち該当する号番号を記載すること。
 3 「備考」欄は、救急研修等救急の資格に関するものを記載すること。

別記様式第8号（第13条関係） 応急手当普及員認定証の様式

(表面)

応 急 手 当 普 及 員 認 定 証 第 号			
氏 名 ○ ○ ○ ○			
上記の者を応急手当普及員として認定します。			
年 月 日			
○ ○ 消防本部 消 防 長 ○ ○ ○ ○ 印			
本証は、発行日から3年間有効です。 ただし、再講習を受講した場合は、受講日から3年間有効です。			

(裏面)

			
応 急 手 当 普 及 員 認 定 証			
○ ○ 消 防 本 部			
再 講 習 受 講 の 記 録			
. . . 受講	印	. . . 受講	印

(注) 認定証の大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。